

不利益処分 / 処分基準 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	認定事業者に対する改善命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	中心市街地の活性化に関する法律第 28 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	中心市街地の活性化に関する法律第 28 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 町長は、認定事業者が認定計画（認定計画の変更の認定があったときは、その変更後のもの。）に従って中心市街地共同住宅供給事業を実施していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	中心市街地共同住宅供給事業の計画の認定の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	中心市街地の活性化に関する法律第 29 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	中心市街地の活性化に関する法律第 29 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、計画の認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 中心市街地の活性化に関する法律第 28 条の規定による改善命令に違反したとき。</p> <p>(2) 不正な手段により計画の認定を受けたとき。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	中心市街地整備推進機構に対する監督命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	中心市街地の活性化に関する法律第 63 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	<p>中心市街地の活性化に関する法律第 62 条、第 63 条第 2 項 中心市街地の活性化に関する法律施行令第 15 条 国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則第 65 条</p>
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、中心市街地整備推進機構（以下「推進機構」という。）が次に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 中心市街地の整備改善に関する事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。</p> <p>(2) 中心市街地の整備改善に資する建築物その他の施設であって下記①又は②に該当するものを認定基本計画の内容に即して整備する事業を行うこと又は当該事業に参加すること。</p> <p>① 都市機能の増進に資する建築物 ② 道路、公園、駐車場その他の公共の用に供する施設又は公用施設</p> <p>(3) 中心市街地の整備改善を図るために有効に利用できる土地で下記①から④までのいずれかに該当するものの取得、管理及び譲渡を行うこと。</p> <p>① 道路、公園、駐車場その他の公共の用に供する施設又は公用施設の整備に関する事業の用に供する土地 ② 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業の用に供する土地 ③ 中心市街地の活性化に関する法律第 62 条第 2 号に規定する施設の整備に関する事業の用に供する土地 ④ 中心市街地の区域内において行われる①か③までに掲げる事業に係る代替地の用に供する土地</p> <p>(4) 中心市街地公共空地等の設置及び管理を行うこと。 (5) 中心市街地の整備改善に関する調査研究を行うこと。 (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、中心市街地の整備改善を推進するために必要な業務を行うこと。</p>

参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	中心市街地整備推進機構の指定の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	中心市街地の活性化に関する法律第 63 条第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	中心市街地の活性化に関する法律第 63 条第 2 項・第 3 項
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 町長は、中心市街地整備推進機構が中心市街地の活性化に関する法律（以下「法」という。）第 6 3 条第 2 項の規定による命令に違反したときは、法第 6 1 条第 1 項の規定による中心市街地整備推進機構の指定を取り消すことができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日